

令和5年12月1日

各 区 長 様

三木税務署
署長 藤田 寿仁

「確定申告のお知らせ」チラシの回覧について（依頼）

師走の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、税務行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「令和5年分確定申告のお知らせ」の全戸回覧について、お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

送 付 物	「令和5年分確定申告のお知らせ」チラシ
送付部数	貴地区の回覧部数
連 絡 先	三木税務署
	（ 三木市末広1丁目9番10号 ）
	担当 和田
	電話 82-0501（代表）

回 覧														

《三木税務署からのお知らせ》

確定申告会場は

三木市役所内

みっきいホール

市・県民税申告相談を
同時開催しています。

場 所
三木市上の丸町10-30
みっきいホール（三木市役所内）
※三木税務署内には相談会場はありません。



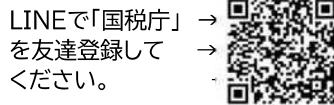
確定申告は
スマホ
で完結!!

2月8日から2月15日までは、
近畿税理士会三木支部の税理士が
従事されています。

開設期間
令和6年2月8日（木）から3月15日（金）
（午前9時～午後4時）
※土日祝日は除く。
※来場者が多数の場合は早めに受付を終了する
場合があります。

入場整理券

申告相談は**入場整理券**が必要です。
入場整理券は、**会場受付での発券**と
LINEアプリでの**事前発券**があります。



※2月7日以前の申告相談は
税務署で行い**事前予約制**と
なりますのでご注意ください。

土地等の譲渡所得や贈与税に関する相談について


土地等の譲渡所得や贈与税に関する相談は、相談担当者が従事している
次の「◎」が記載された日にお越しください。

2月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	◎			◎		◎					◎		◎		
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
				◎		◎		◎			◎		◎		◎



申告書の作成・送信は **自宅**で 国税庁ホームページから！

STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス



作成開始！

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】

**みつきいホールへ
行かずに済まそう！！**

STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！

スマホなら、**カメラ**で
『給与所得の源泉徴収票』を
読み取って**自動入力**！



給与所得がある方の例

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

ID・パスワードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



※ パソコンの場合 IC カードリーダライタでも可

さらに

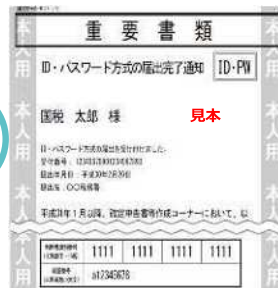
マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該当
項目に自動入力できます。

国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら



または

事前発行の
ID・パスワード



ID・パスワード方式
の届出を確認！
※申告書の控えと一緒に
保管されている場合
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

回 覧

各 位

三木市立総合隣保館長

「隣保館だより」の回覧について(ご案内)

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、隣保館事業の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり「隣保館だより」をお届けいたしますので、ご拝読くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

三木市志染町吉田 8 2 3

三木市立総合隣保館

TEL 8 2 - 8 3 8 8

2023

12月

～広げれ人権ネットワーク～

三木市人権啓発紙

隣保館だより

No.509

「隣保館だより」ホームページ（カラー版）

URL=https://www.city.miki.lg.jp/site/sougourinpokan/

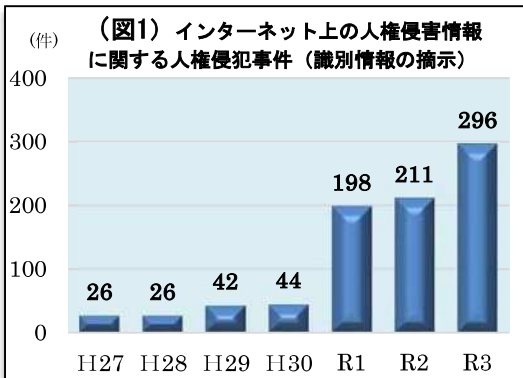


QRコード⇒

テーマ：インターネットと人権

インターネットは、私たちの生活を豊かにしてくれる便利なものです。しかし、使い方を間違えたり悪意をもって使ったりすると「凶器」にもなります。皆さんもSNSや掲示板などで、誹謗中傷やプライバシーを侵害するような書き込みを見たことがありませんか。とりわけ近年、インターネット上で特定の地域が同和地区である、またはあ

ったと指摘する情報（「識別情報の摘示」）が増加しています（図1）。インターネット上の人権侵害は、深刻な社会問題です。軽い気持ちで使うことで知らず知らずに自分の人権が侵害されたり、誰かを傷つけたりしていることがあるということに十分気をつけなければなりません。



（法務省人権擁護局『令和3年における「人権侵犯事件」の状況について』より抜粋 当課作成資料）

インターネット上の人権侵害

- 1 ネットいじめ
- 2 著名人に対する誹謗中傷
- 3 個人情報の拡散
- 4 性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ
- 5 インターネットによる差別 など

ネットで相手を傷つけないために

- ◎ 誰かに対する意見や感想を投稿するときは、誹謗中傷につながる内容になっていないかどうかを十分に考えましょう。
- ◎ 自分は軽い気持ちであっても、相手を深く傷つける可能性があることを理解し、相手の立場に立ち、考えてから発信するようにしましょう。
- ◎ 本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みを他の場所に転載したりしないようにしましょう。
- ◎ 誰かのメッセージを見て嫌な気持ちになったとき、すぐに相手に感情をぶつけるのではなく、一呼吸して落ち着いてから、相手の意図を確認するようにしましょう。
- ◎ 他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいかどうか、他人の不利益にならないかどうかを十分に考えましょう。

気をつけて使おう！



©こゆり

ネット被害から自分を守るために

- SNSの使い方など、インターネット上でのやり取りについて、日ごろから家族や友人と話し合っておきましょう。
- 自分の投稿が、意図していないところへ広がる危険があることを理解し、安易に写真や個人情報が分かるような投稿をしないようにしましょう。
- 悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散をしないようにしましょう。
- ネットいじめにあったときは、一人で悩まないで、信頼できる人に相談しましょう。
- インターネット上で知り合った人と会うときは、トラブルに巻き込まれるかもしれないこと、犯罪の被害に遭うかもしれないことを十分に考えましょう。
- どんなに仲良しでも、自分の裸の写真などを送らないようにしましょう。

公益財団法人人権教育啓発推進センター発行「考えようインターネットと人権<四訂版>」より引用

★次ページ「人権の小窓」は、「みんなで人権尊重のまちづくり」～隣保館に来ませんか？～ 人権推進課長 平井隆禎

人権の小窓

(260)

令和5年12月

みんなで人権尊重のまちづくり
～隣保館に来ませんか？～

三木市市民生活部 人権推進課
課長兼男女共同参画センター所長

ひらい たかよし
平井 隆禎

商業振興、財政、秘書、交通政策、債権管理担当
などを経て令和2年4月から現職。

☆ インターネット上での人権侵害

近年、SNSなどでの個人に対する悪質な誹謗中傷が原因で、自ら命を絶たれる事件が起きています。また、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する書き込みや部落差別をはじめあらゆる差別を助長する書き込みなどが見られます。

誹謗中傷の書き込みなどをする人は、匿名で気軽に行っているのかもしれませんが、それによって人が幸せに生きる権利を奪い、ときには命をも奪うことにつながりかねないということを知っていただきたいと思います。

そのような中、三木市では、インターネット上での差別の防止、差別の助長や拡散の防止、インターネット上で差別がなされているという現状を知っていただくことなどを目的に、令和元年度から「インターネット差別書き込みモニタリング事業」を実施しています。

令和4年度までの4年間で51件の差別書き込みを発見し、サイト管理者に削除するよう依頼した結果、16件の削除につながっています。発見した51件には、市民の方から情報を提供していただいた4件も含まれています。差別書き込みなどを発見された場合は個別に対応せずに隣保館までご連絡ください。

☆ そっとしておけば差別はなくなる？

2016年に市が実施した「人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」では、「日常生活の中で、まだ同和問題が残っていると感じたことがありますか」という問いに、37.1%の方が「ある」と答えて

います。また、「同和問題がなくなる原因は何だと思いますか？」という問いに、28%の方が「差別意識をなくすための教育・啓発が不十分だから」と教育・啓発の必要性を感じています。

一方で、同じ問いに、19.8%の方が「同和問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから」と答えています。この数字には驚きを隠せません。

同和問題について学習をするから部落差別はなくなるのでしょうか？ 答えは「NO」です。なぜなら、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する書き込みや部落差別に関する誤った情報、差別を助長する書き込みなどがある中、学ぶことによって正しい知識を得ていなければ、それらの情報を鵜呑みにしたり、差別を助長・拡散してしまったりする可能性があるからです。

そっとしておけば差別はなくなるという考えはどうでしょう？この答えも「NO」です。例えば、「そっとしておけば差別はなくなる」の「差別」に「いじめ」という言葉を入れてみてください。そっとしておけば「いじめ」はなくなりますか？いじめられている人に「そのうちいじめはなくなるからそれまで我慢しようね」と言っていることと同じことになりませんか？

このような「寝た子を起こすな」と考える人たちにこそ、人権問題を自分の事としてとらえていただく必要があると考えます。

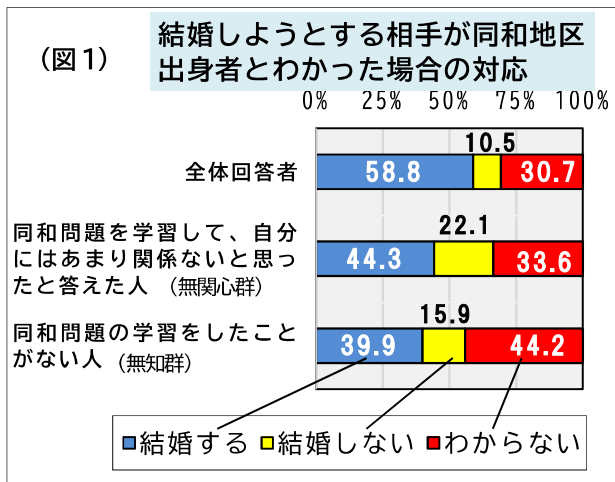
☆ 私は差別しないから関係ない？

同じ調査で「同和問題の学習について、あなたはどのような感想をもちましたか（もっていますか）」と

いう問いに、9.1%の方が「自分にはあまり関係ないと思った」と答えています。

「自分が差別をしなければ関係ない」。それでいいのでしょうか。例えば友だちがいじめられている状況に出くわしても、「自分はいじめをしないから関係ない」と言って、見て見ぬふりをするということになりませんか？ みんなでなくそうしなければ差別やいじめはなくならないですね。

同じ調査で、「同和問題を学習して自分にはあまり関係ないと思った」と答えた人（無関心群）と「同和問題を学習したことがない」と答えた人（無知群）が、「結婚しようとする相手が同和地区出身者だとわかった場合どうしますか」という問いにそれぞれどのような回答をしたか整理してみました。（図1）



「同和問題を学習して自分にはあまり関係ないと思った」と答えた人（無関心群）は、「結婚しない」と答えた人が22.1%と、全体の回答10.5%に比べて2倍以上多い結果になっています。

また、「同和問題を学習したことがない」と答えた人（無知群）は、「結婚する」の回答が39.9%と全体の回答58.8%に比べて、20%近く少なくなっています。加えて、半数近くの44.2%が「わからない」と回答しています。この「わからない」（44.2%）と「結婚しない」（15.9%）の回答を合わせた60.1%の人は、インターネットなどで誤った情報を鵜呑みにしたり、部落差別を助長・拡散したりする可能性があると言えます。

このように、同和問題に関して「無関心」な人や「無知」な人は、当事者となった場合、差別してしまう可能性

が高いという結果がハッキリと出ました。これらのことから、「部落差別が残っていることを教育・啓発で取り上げて広める」ことが今後も必要だと考えます。

☆ 正しい知識の習得

人権学習が大事だという理由はほかにもあります。

1つめの理由は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる人権課題が存在することに加え、近年、多様な性、ヤングケアラー、8050問題など、人権課題が多様化・複雑化しているからです。いろいろな課題をテーマにした学びの機会に参加して新しい知識を得ることが重要です。

2つめの理由は、人は経験の積み重ねや日常の暮らして自分にとっての当たり前や偏見、思い込みなどができていくからです。自分にとっての当たり前や思い込みを人に押し付けて、だれかを無意識のうちに困らせたり不快な思いをさせたりしてしまっているかもしれません。住民学習などの学びの場に参加して、自分は無意識に思い込みをしているということを知ったり、ハツと気付いたりすることが大事だと思います。

☆ 隣保館に来ませんか？

隣保館に来られたことはありますか？

隣保館では同和教育セミナーや人権フォーラム、人権について五感で学ぶフィールドワークなどさまざまな人権学習の催しを開催しています。

人権尊重のまちづくりの担い手は行政と市民の皆様です。隣保館の催しに加え、各自治会で実施されている住民学習、公民館や各地域で開催されるセミナーや研究大会などの学びの機会に積極的に参加して、みんなで誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めていきましょう！



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営・職業相談 10:00～ 人権相談（緑が丘公民館）	16	土	
2	土		17	日	
3	日		18	月	
4	月		19	火	経営・職業相談 10:00～ 手芸サークル 13:30～
5	火	経営・職業相談 10:00～ 手芸サークル 13:30～	20	水	
6	水	隣保館文化祭作品展示（～10日まで）	21	木	人権相談（三木市役所）13:00～16:00
7	木	人権相談（吉川支所）	22	金	茶道教室 9:00～
8	金	経営・職業相談 10:00～	23	土	茶道教室 9:00～
9	土		24	日	
10	日	第40回隣保館文化祭（記念講演他）	25	月	エアロビクス 14:30～15:30
11	月		26	火	
12	火	経営・職業相談 10:00～	27	水	フラワーアレンジメント 17:00～
13	水		28	木	
14	木		29	金	休館（～1/3まで）
15	金	経営・職業相談 10:00～	30	土	
			31	日	

「誰か」のことじゃない

人権週間 12月4日～12月10日

1948年12月10日、国際連合第3回総会において、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。有名な第1条の条文を紹介します。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められ、法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、1949年から毎年全国で人権啓発活動を特に強化して行っています。

当隣保館でも、この期間に隣保館文化祭を開催するなど、人権啓発活動に力を入れています。



令和5年度 人権フォーラムを終えて

10月17日（火）、20日（金）、24日（火）総合隣保館において（20日は吉川町公民館）人権フォーラムを開催し、延べ237名が参加されました。

小・中学生の作文朗読をはじめ、さまざまな職業や立場の方に、人権についての想いや意見、体験を発表していただき、参加者とともに人権の認識を深め合う貴重な機会となりました。



フラワーアレンジメント

募集 「新春を生ける」 講師 田中真紀さん

○日時 12月27日（水）17:00～19:00

○場所 三木市立総合隣保館

○費用 5,000円

○持ち物 はさみ・花器（15cmぐらい・円形が良い）

【申し込み】隣保館 ☎82-8388 まで

人権啓発紙「隣保館だより」12月号（毎月1日発行）
令和5年12月1日発行 三木市市民生活部人権推進課編集
〒673-0501 三木市志染町吉田823
三木市立総合隣保館 TEL 82-8388 FAX 82-8658
E-mail: jinken@city.miki.lg.jp

(公 印 省 略)
三 人 第 1 6 1 号
令 和 5 年 1 2 月 1 日

各 区 長 様

三木市子どもいじめ防止センター
センター長 平田 美香

「子どもいじめ防止センターだより」の回覧について（依頼）

師走の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、地域のまちづくり活動の推進について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、別添のとおり「子どもいじめ防止センターだより 31号」をお届けいたします。

つきましては、子どもや保護者だけではなく、地域の皆様に子どものいじめ防止への理解を深めていただくために、誠に恐縮に存じますが、貴地区での「子どもいじめ防止センターだより」の回覧をお願い申し上げます。

記

- 1 送付物 「子どもいじめ防止センターだより 31号」
- 2 お届けの枚数 各地区の回覧枚数

【担当課】 市民生活部 人権推進課
子どもいじめ防止センター
TEL：82-8110 （三木市教育センター内）

ハートフル

三木市子どもいじめ防止センターだより

～きこえる いっしょに考えよう～



いじめの原因は“空気”?!

今から10年前、「いじめ防止対策推進法」が成立した年に、当時中学3年生の松竹景虎さんが「空気」と題した人権作文を書いています。

松竹さんは、作文を書いたから約半年後、いじめを苦に自ら命を絶ちました。学級委員長になったことをきっかけに、一部の人から「死ねば」などと悪口が始まり、次第に同級生の間に広まっていきました。その中には、仲の良かった友人まで含まれていたというのです。この作文は、NHK番組「いじめをノックアウト」で取り上げられ、話題となりました。次にその作文の一部を紹介します。

では、いじめの原因は何かを伝えよう。それは「空気」だ。
(中略) それが目に見えないものだから恐ろしい。

いじめをしなければ自分がやられてしまうという空気、いじめに参加しないといけない空気。いじめの加害者、主犯でさえも空気によって動かされているのだ。(後略)



松竹さんが言ういじめの“空気”とは、いったい何でしょう。それは、「自分は違う」、「おかしい」と思っている、他人の目を気にして、不安や恐怖からその気持ちを率直に出せないといった状況です。この“空気”のように、周囲の多数に合わせるように働く心理的な圧力のことを「同調圧力」と呼んでいます。目には見えないが確かに存在し、大人社会にも存在しています。加害者のいじめ行為がエスカレートしていくのも、この“空気”が関係しているのです。

松竹さんは、いじめ問題の解決方法として、みんなが親友になることや笑顔の大切さを訴えています。いじめに苦しみながらも、笑顔でなんとか乗り越えようとしていた松竹さんのことを思うと胸が痛みます。

いじめを生まない、加わらない、見て見ぬふりをしないため、ふだんからどんな人間関係や環境を作っておくべきなのか、あらためて私たちのまわりの“空気”について見つめ直してみましよう。

それで、君たちはどう生きる…??

今年、スタジオジブリの宮崎駿監督が10年ぶりに手がけた長編アニメ『君たちはどう生きるか』が話題になりました。この作品のタイトル（ストーリーは別もの）は、宮崎監督が少年時代に読んで感動したという吉野源三郎さんの名著『君たちはどう生きるか』（1937年）から借りたそうです。さらに今年、同書を漫画化した『漫画 君たちはどう生きるか』が再び注目を浴び、大ベストセラーになりました。

この物語では、父親を亡くした中学2年生の主人公（愛称“コペルくん”）が、様々な体験をもとに、“おじさん”との対話を通して人間のあるべき姿について考え、成長していきます。いじめや貧困などの問題を正面から取り上げ、「自ら考え行動する意味」を問いかけています。そこで、物語に登場するいじめのシーンについて紹介します。

「同調圧力」に負けないで…

“コペルくん”の同級生である浦川くんは、いじめっ子・山口くんのグループからいじめの標的にされていました。浦川くんは豆腐屋の息子、貧しい境遇でお弁当のおかずがいつも油揚げであったことから、「アブラアゲ」などと呼ばれバカにされていたのです。“コペルくん”をはじめ、まわりの同級生はというと、「浦川くんを助きたい」と思いつつも、山口くんたちが怖くて見て見ぬふりを続けていました。

「同調圧力」に負け、いじめを防ぐための行動を起こせなかったのです。

しかし、“コペルくん”の友人で正義感の強い“ガッチン”こと北見くんが、見るに見かねて山口くんに飛びかかり、取っ組み合いになります。するとクラスの大半が北見くんの味方になり、流れは一気に逆転しました。

ところが、いじめの被害者であるはずの浦川くんが、なんとこの同調する流れに反し、必死になって争いを止めたのです。

いったいなぜ浦川くんは、自分を苦しめ続ける相手を助けたのでしょうか。

このできごとについて、“コペルくん”の“おじさん”は次のように語っています。

ほんとは浦川くんだって、まわりの勢いに乗かってやり返したい気持ちもあったと思う。でも、あの中で…きっと想像してたんだ。一方的にやられるのが、どれだけイヤか…。まわりの流れに勇気をふりしぼって逆らった浦川くんは、本当に立派だと思うんだ…。

（『漫画 君たちはどう生きるか』より引用）



『漫画 君たちはどう生きるか』
吉野源三郎(著)、羽賀翔一
(イラスト)、マガジンハウス(刊)

いじめを受けてきた浦川くんは一方的に攻撃される者の痛みをよく知っており、加害者であっても同じ思いをしてほしくないという、やさしさと勇気に満ちた行動だったのです。これらのエピソードは、いじめを受けることのつらさや苦しさ、さらに「同調圧力」のもたらす悪影響とそれに負けない生き方について考えさせてくれます。

正しい方向に向かうために

“ガッチン”と浦川くんの勇気ある行動に胸を打たれた“コペルくん”は、友人が上級生からいじめられたら助けると約束します。数週間後、山口くんの兄たちが仕返しにやってきました。友人たちは逃げずに“ガッチン”を守りぬきます。ところが、その場に出くわした“コペルくん”は、隠れたままで何もできませんでした。そのことで“コペルくん”は、「自分がこんなに卑怯な人間だったとは…」と自分を責め、学校に行けなくなってしまう。親友を裏切り、悔やんでも悔やみきれない気持ちで毎日を過ごしていました。いじめというのは、見て見ぬふりをしてしまった者にも心の傷を残すのです。

寝込んでいる“コペルくん”に、お母さんが子どもの頃の体験談を聞かせます。お年寄りに声をかけて荷物を持ってあげようと思ったのに、できないままだったという話です。そして、やるべきことをできずに後悔したという経験を忘れなければ、その経験が将来の自分の背中を押してくれると語ります。



さらに、思い悩む“コペルくん”に、“おじさん”がこんなメッセージを贈ります。

コペル君、今君は大きな苦しみを感じている。なぜそれほど苦しまなければならないか。それはね、コペル君、君が正しい道に向かおうとしているからなんだ。僕たちは、自分で自分を決定する力を持っている。だから、誤りを犯すこともある。しかし、僕たちは、自分で自分を決定する力を持っている。だから、誤りから立ち直ることもできるんだ。 (『漫画 君たちはどう生きるか』より引用)

人は誰でも、“コペルくん”と同じように失敗や挫折を経験し、それを悔んだり、悩んだりすることがあります。しかし、それを乗り越えることで自分をより成長させることができるのです。そのためには、コペルくんのお母さんや“おじさん”のような存在が大事になるのですが、その時々「自分はどうすべきなのか」を自らに問いかけ、答えを見つけていく姿勢や生き方が求められます。

どうする？「ネットいじめ」

近年、スマートフォン(スマホ)の普及や学校での一人一台端末の導入により、小・中学生のネット利用が高まっています。今年の本木市児童生徒インターネット利用調査によれば、小学1年生でスマホや携帯電話の所持率が約27%、中学3年生では約90%です。また、「ふだんからネットに接続」が小学1年生で73.0%、中学3年生では97.8%、「1日4時間以上接続」が小学1年生で6.1%、中学3年生で28.3%です。

このような状況を背景に、全国的に「ネットいじめ」(インターネットを使ったいじめ行為)が増加しています。文部科学省の調査によれば、パソコンや携帯電話などを使ったいじめの認知件数が令和3年度に2万件を越えました(右図)。



また、最近の「ネットいじめ」の傾向として、LINE(ライン)やX(イクス・旧ツイッター)での書き込みなどに加え、オンラインゲームでのいじめが目立ってきています。例えば、サバイバル型の戦闘ゲームのボイスチャット(会話機能)での、「へたくそ」、「バカ」、「消えろ」といった悪口や暴言です。ゲームが過激になればなるほど、言葉も過激になります。「ネットいじめ」は見えにくく、命に関わる問題に発展しやすいことを忘れてはいけません。

「ネットいじめ」を防ぐには、大人がネットの世界で起きていることにもっと関心を持ち、子どもと一緒に安全なネット利用について考えることが必要です。その中で、相手に気持ちをどう伝えるか、どんな言葉や行為がいじめにつながるのか、もしも自分や友人にトラブルが生じた時にどうするかなどについて話し合い、共通の認識を持つておくことが大切です。

今年、本木市子どもいじめ防止センターが設置されて10年を迎えました。本木市の子どもたちが安心して生活し、育つことのできる環境をつくるため、相談や啓発など、子どもを見守り、いじめを防止するための取組を行っています。

いじめのことでつらいことや困ったことがあれば、ぜひ相談してください。



三木市子どもいじめ防止センター

電話: 0794-82-8110

相談日 月曜日～金曜日

ijime_boshicenter@city.miki.lg.jp



(公印省略)
三環第198号
令和5年12月1日

各 区 長 様

三木市環境課
課長 小山 智史

「年末年始のごみ収集日等のお知らせ」の回覧について（お願い）

師走の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、新年をごみのない美しいまちで迎えていただけるよう、例年、年末の「特別収集」および「特別受入れ」を行っており、本年も同封のチラシのとおり実施することとしております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、同封のチラシを自治会内に回覧していただき、自治会の皆さまに周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、年末年始はごみの量が非常に多いため、収集時間帯が通常と異なる場合がありますので、ご承知おき願います。

記

【特別収集】 別添チラシのとおり

【特別受入れ】 (家庭ごみの清掃センターへの直接持込み)

受 入 日 12月10日(日)、17日(日)、24日(日)

受付時間 午前8時30分～11時30分、午後1時～3時30分

※ 年内の清掃センターへの通常(平日)の持込みは、12月28日(木)までとなっています。12月29日(金)～1月3日(水)は持込みできませんので、ご注意願います。

【問合せ先】

三木市 市民生活部 環境課 (担当：業務係)

TEL：83-2608 FAX：83-2695

〒673-0402 三木市加佐 1199 (三木市清掃センター)

回覧

令和5年度

年末年始のごみ収集日等のお知らせ

新年をごみのない美しいまちで迎えるため、次のとおり年末の特別収集を行います。

また、年始は1月4日（木）から通常どおりのごみ収集を行います。

●ごみの収集（市内全地区）

可燃ごみ		
収集地区	年末最後の収集日	年始最初の収集日
月・木地区	12月28日（木）	1月4日（木）
火・金地区	12月29日（金）	1月5日（金）

●収集日の変更（該当地区のみ）

資源プラスチック・あらごみ・びん	
収集地区	収集日
毎週火曜・金曜日の地区 第1月曜日・第1火曜日・第1水曜日 (1月1日・2日・3日)の地区	年末および繰り上げて収集します。 詳しくは、裏面をご覧ください。

●ごみの直接持込み

12月28日（木曜日）まで。

12月29日～1月3日まで直接持込みはできません。

※【特別受入日時等】（三木市清掃センターのみ）

[受入日] 12月10日（第2日曜）、17日（第3日曜）、24日（第4日曜）

[受入時間] 午前8:30～11:30 午後1:00～3:30

[注意事項] 分別して、降ろしやすいように積んで、お越してください。

【問合せ先】三木市清掃センター（環境課） 電話83-2608

令和5年度

【12月28日（木）】の特別収集地区	
○可燃ごみ	※可燃ごみの収集日が月曜日・木曜日に該当する地区(通常)
○埋め立て	※毎月第4木曜日に該当する地区(通常)
○あらごみ	※収集日が毎月第1回目の月曜日（1月1日）の地区が該当します。 【三木地区】 栄町・新宿・神明・大開・向陽園 ローレルハイツ三木
○PET・紙パック	※ 通常通り
○古紙	※ 通常通り

【12月29日（金）】の特別収集地区	
○可燃ごみ	※可燃ごみの収集日が火曜日・金曜日に該当する地区
○あらごみ	※収集日が毎月第1回目の火曜日（1月2日）の地区が該当します。 【自由が丘地区】 あさひが丘（自由が丘本町1丁目） 自由が丘本町2丁目・3丁目
○資源 プラスチック	※収集日が火曜日と金曜日の地区が該当します。 【三木地区】 鳥町 【別所地区】 正法寺・和田・近藤・朝日ヶ丘・朝日ヶ丘南 【自由が丘地区】 東自由ヶ丘1丁目・あかねが丘・自由が丘北 中自由が丘1丁目・2丁目・白菊 【三木南地区全域】
○空きびん	※回収日が毎月第1回目の火曜日の地区が該当します。 【三木地区】 新宿・末広・神明・大開・跡部（市住舎） 加佐東（八幡本舎）・加佐西・平田・大村 ローレルハイツ三木・加佐育英ハイツ 鳥町・向陽園 1月2日回収分を前倒し して回収します

【12月30日（土）】の特別収集地区	
○資源 プラスチック	※毎週水曜日の地区が該当します。
○あらごみ	※収集日が第1水曜日（1月3日）の地区が該当します。 【三木南地区】 城山・ローレルハイツ北神戸・さつき台1・2丁目 南ヶ丘・新広陽・小林・小林桜ヶ丘

令和5年12月1日

各区長 様

三木市交通政策課
課長 長池 陽作

「三木市公共交通総合時刻表～おでかけガイド～（2023年11月版）」の発行に関する全戸回覧について（依頼）

師走の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃は、本市の公共交通施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市では、令和4年度に引き続き、公共交通の利用促進を図るため、市内を運行するバス及び神戸電鉄粟生線等を網羅した公共交通総合時刻表を作成いたしました。

各市立公民館等に設置しましたので、御多用中お手数をお掛けし誠に恐縮に存じますが、別添の案内文書を貴地区内で回覧の上、周知・PRに御協力くださるよう御依頼申し上げます。

記

1 発行時期 令和5年11月27日

2 回覧依頼文書 別添案内文書

3 担 当
都市整備部 交通政策課 交通政策係

担当：最所^{さいしよ}、青木^{あおき}

TEL 0794-82-2000（内線2297、2299）

FAX 0794-82-9625

【回覧】

皆様へ（回覧）

三 木 市

「三木市公共交通総合時刻表～おでかけガイド～
（2023年11月版）」の発行について

このたび、市内を運行するバスと神戸電鉄粟生線等を網羅した公共交通総合時刻表を作成いたしました。

市役所及び市立公民館等で必要な方に無料配布しておりますので、お出かけの際などにぜひご活用ください。

記

1 刊行物

三木市公共交通総合時刻表
（2023年11月版）

2 改正内容

令和5年11月時点の最新ダイヤ

3 その他

冊子のPDFデータを市ホームページに掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

(<https://www.city.miki.lg.jp/site/busschedule/>) →



【問合せ先】 都市整備部 交通政策課 交通政策係
担当：最所（さいしょ）、青木（あおき）
TEL 0794-82-2000（内線 2297、2299）